

長洲町下水道事業経営戦略

団 体 名	： 長 洲 町
事 業 名	： 特定地域生活排水処理施設事業
策 定 日	： 平 成 31 年 3 月
計 画 期 間	： 平 成 31 年 度 ～ 平 成 40 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供用開始後年数)	平成15年度 供用開始後15年	法 適 (全部適用・一部適用) 適 用 非 適 の 区 分	一部適用済
処理区域内人口密度		流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区 (長洲処理区)		
処 理 場 数	浄化槽37基		
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況 * 1	公共下水・浄化槽 (個別排水・特定地域生活排水) の処理区域を、地理的条件に応じて経済性等を考慮し、見直しを行いました。		

* 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設 (定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備 (総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合 (料金徴収等の一部を一部事務組合によって実施する場合等) を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的社会的条件に応じて最適なものを選択すること (処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合 (処理区の統廃合を伴わない。) を指す。

②使用料

一般家庭使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般汚水：汚水のうち公衆浴場汚水及び一時排水以外のもの 基本使用料：使用水量6㎡まで 1, 250円 超過使用料： 6㎡を超え 10㎡までの部分 89円/1㎡ 10㎡を超え 30㎡までの部分 186円/1㎡ 30㎡を超え 50㎡までの部分 214円/1㎡ 50㎡を超え100㎡までの部分 240円/1㎡ 100㎡を超える部分 268円/1㎡ 上記を合計しその額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。				
	該当なし				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
その他使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3, 460円 (税込)	実 質 的 な 使 用 料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3, 713円 (税込)
	平成28年度	3, 460円 (税込)		平成28年度	3, 706円 (税込)
	平成29年度	3, 460円 (税込)		平成29年度	3, 674円 (税込)

* 2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
* 3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの (家庭用のみでなく業務用を含む) をいう。

③組織

職 員 数	収益的収支職員 5名 資本的収支職員 1名 ※上記職員で、公共下水道・個別排水処理・特定地域生活排水の3事業の事務を行います。
事業運営組織	水道部局との統合：上下水道課設置 平成14年度～平成18年度

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・浄化槽の点検・清掃業務を民間委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) * 4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) * 5	該当なし

* 4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

* 5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増に繋がす取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成29年度経営比較分析表を添付（別添参照）

2. 経営の基本方針

長洲町では、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全にむけて、公共下水道により汚水の処理を行います。また地形的な理由により公共下水道の整備が効率的ではない地域については浄化槽整備事業（特定地域排水処理・個別排水処理）により生活排水の処理を行い、公共下水道処理区域と同等の公共サービスを提供するため、汚水処理を行なう3事業（公共・特地・個別）を一体として経営します。

今後の下水道事業を効率的かつ健全に運営し、安定的に事業を継続させるため、平成31年度から平成40年度の10年間を計画期間として、経営戦略を策定します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1） 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2） 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標、管渠処理場等の建設・更新に関する事項
- 特定地域生活排水処理施設としての新たな投資は行わない。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項
- 特定地域生活排水処理事業の持続的経営の財源としては、使用料収入、一般会計からの繰入金を考慮しています。
- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
- 使用料収入は、浄化槽1基当たりの平均使用水量が毎年度減少傾向であることを考慮し、H29年度実績の222.37 m^3 /基・年をベースに、H27～29の平均減少量である△3 m^3 /基・年を参考にH31年度以降の各年度の有収水量/基・年を予測し、各年度の見込み基数と過去3ヶ年で最も低額となった平成29年度実績の1 m^3 当たりの使用料単価170.11円を乗じて毎年度の使用料収入見込み額を算定しました。
- ・繰入金に関する事項
- 一般会計からの繰入金は、公共下水道及び特定地域生活排水を併せて4億5千万円を上限に、平成30年度の総務副大臣通知により一般会計が繰出すべきものと定められた経費の各項目について、毎年度の所要額を見込み、それを合計した金額を基本に計上しています。なお、分流式下水道に要する経費については、減価償却費および支払利息額の全額を対象経費として計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 投資以外の経費は、原則として、過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に、維持管理を行う浄化槽の見込み基数の変動に合わせて増減させています。
- ・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）
 - 包括的民間委託については、現在は浄化槽の点検・清掃業務の単価契約にとどまっているところです。
 - ・職員給与費に関する事項
 - 職員給与費については、公共下水道の収支計画に計上しており、特定地域生活排水処理には計上していません。
 - ・委託費に関する事項
 - 過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に計上しています。
 - ・その他
 - 上記以外の経費については、過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取り組みの方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

*処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP / PFI など)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	特定地域生活排水処理事業単体では、資金不足であり、経営が成り立っていない状況ではありますが、公共下水道の整備が地形的・経済的に困難な地域に同等の行政サービスを行う目的から、使用料改定の必要性、実施時期、改定内容については、公共下水道・個別排水処理と連結した財務状況により慎重に判断し、改定する場合には使用者に十分な説明と理解を得ることが必要です。
資産活用による収入増への取組について	該当なし
その他の取組	赤字解消の取組については、当事業が公共下水道の整備が地形的・経済的に困難な地域において、町設置の浄化槽により汚水の処理を行うことで公共下水道事業を補完するものであるため、当事業で発生した累積欠損金については公共下水道で発生する繰越利益剰余金により、資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源の不足額については、公共下水道の流動資産により埋めるものとして、公共下水道・個別排水・特定地域生活排水の3事業を合計した下水道事業会計において黒字となるよう経営します。 一般会計からの繰入額について、財政部局と交渉し、分流式に要する経費の繰入率の基準を設けるなど、客観的な基準の策定が必要と考えます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理制度、PPP / PFI など)	PPP/PFI等の検討は行っていないが、現在の民間委託を継続しつつ、運転管理のみにとらわれず、事業計画の策定、施設の適切な改築更新も含めた、包括的民間委託等も検討していく必要があります。
職員給与費に関する事項	地方公営企業一部適用であり、職員の給与費等については、独自の制度は設けていません。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	事後保全中心の維持管理を行っていますが、ストックマネジメント計画の策定により今後は状態保全の考えによる維持管理に移行することが予想されます。 また、包括的民間委託の検討を行なう中で、包括的民間委託のユーティリティー費として取り扱う方向も検討していく必要があります。
委託料に関する事項	包括的民間委託の検討を行なうなかで、委託範囲やユーティリティー費の取扱いについて収支計画への反映させるべく見直しを行っていきます。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	- 進捗管理：予算編成への反映を行うとともに、決算等により実施状況の検証を行います。 - 見直し時期：汚水処理構想等の変更にあわせて、随時見直しを行っていきます。
---------------------	--

投資・財政計画

特定地域生活排水処理施設事業

（単位：千円，％）

区 分		年 度	前々年度 （決算）	前年度 決算 見込	本年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
収益的 収入	収益的 収入	1. 営業収益 (A)	1, 480	1, 440	1, 396	1, 361	1, 361	1, 361	1, 361	1, 361	1, 191	1, 191	1, 191	1, 191
		(1) 料金収入	1, 480	1, 440	1, 396	1, 361	1, 361	1, 361	1, 361	1, 361	1, 191	1, 191	1, 191	1, 191
		(2) 受託工事収益 (B)												
		(3) その他												
		うち雨水処理負担金												
		2. 営業外収益	1, 148	1, 162	1, 151	1, 138	1, 126	1, 113	1, 101	1, 088	1, 075	1, 061	1, 047	1, 033
		(1) 補助金	643	657	646	633	621	608	596	583	570	556	542	528
		他会計補助金	643	657	646	633	621	608	596	583	570	556	542	528
		その他補助金												
		(2) 長期前受金戻入	505	505	505	505	505	505	505	505	505	505	505	505
		(3) その他												
		収入計 (C)	2, 628	2, 602	2, 547	2, 499	2, 487	2, 474	2, 462	2, 449	2, 265	2, 252	2, 238	2, 224
	収益的 支出	1. 営業費用	3, 477	3, 484	3, 640	3, 640	3, 640	3, 640	3, 640	3, 640	3, 640	3, 640	3, 640	3, 640
		(1) 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本給												
		退職給付費												
		その他												
		(2) 経費	2, 538	2, 545	2, 701	2, 701	2, 701	2, 701	2, 701	2, 701	2, 701	2, 701	2, 701	2, 701
		動力費												
		修繕費	0	0	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
		材料費												
		その他	2, 538	2, 545	2, 641	2, 641	2, 641	2, 641	2, 641	2, 641	2, 641	2, 641	2, 641	2, 641
		(3) 減価償却費	939	939	939	939	939	939	939	939	939	939	939	939
		2. 営業外費用	234	223	212	199	187	175	162	149	136	122	108	94
		(1) 支払利息	234	223	212	199	187	175	162	149	136	122	108	94
		うち雨水分												
		(2) その他												
		支出計 (D)	3, 711	3, 707	3, 852	3, 839	3, 827	3, 814	3, 802	3, 789	3, 776	3, 762	3, 748	3, 734
		経常損益 (C)-(D) (E)	-1, 083	-1, 105	-1, 305	-1, 340	-1, 340	-1, 340	-1, 340	-1, 340	-1, 510	-1, 510	-1, 510	-1, 510
		特別利益 (F)												
		特別損失 (G)												
		特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	-1, 083	-1, 105	-1, 305	-1, 340	-1, 340	-1, 340	-1, 340	-1, 340	-1, 510	-1, 510	-1, 510	-1, 510
		繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	-1, 083	-2, 188	-3, 493	-4, 833	-6, 173	-7, 513	-8, 853	-10, 194	-11, 704	-13, 214	-14, 724	-16, 235
		流動資産 (J)	-707	-1, 779	-3, 390	-4, 610	-5, 830	-7, 051	-8, 271	-9, 491	-10, 881	-12, 272	-13, 662	-15, 052
		うち未収金	86	88	133	678	679	681	682	684	699	700	702	703
		流動負債 (K)	668	846	697	723	736	749	761	775	788	802	816	830
		うち建設改良費分												
		うち一時借入金												
		うち未払金	101	266	106	120	120	120	120	120	120	120	120	120
		累積欠損金比率（(I)/((A)-(B))×100）	-73	-152	-250	-355	-454	-552	-651	-749	-983	-1, 110	-1, 237	-1, 363
		地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (L)		807	2, 045	3, 496	4, 730	5, 950	7, 171	8, 391	9, 611	11, 001	12, 392	13, 782
		営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	1, 480	1, 440	1, 396	1, 361	1, 361	1, 361	1, 361	1, 361	1, 191	1, 191	1, 191	1, 191
		地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M)×100)		56	146	257	348	437	527	617	807	924	1, 041	1, 157
		地方財政法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)		807	2, 045	3, 496	4, 730	5, 950	7, 171	8, 391	9, 611	11, 001	12, 392	13, 782
		健全化法施行規則第6条に規定する解消 可能資金不足額 (O)												
		健全化法施行令第17条により算定した事 業の規模 (P)		1, 480	1, 440	1, 396	1, 361	1, 361	1, 361	1, 361	1, 361	1, 191	1, 191	1, 191
		健全化法第22条により 算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)		55	142	250	348	437	527	617	706	924	1, 041	1, 157

※ 公共下水道・個別排水処理事業と併せた下水道事業会計を設けている為、累積欠損金については、公共下水道事業で生じた繰越利益剰余金で、
資金不足については、公共下水道事業の流動資産によりそれぞれ埋めている。

投資・財政計画

(単位：千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
区 分	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
資本的 収入	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計負担金												
	6. 国（都道府県）補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)												
資本的 支出	純計 (A)-(B) (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1. 建設改良費												
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	556	568	580	591	603	616	629	641	655	668	682	696
	3. 他会計長期借入金返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
	計 (D)	556	568	580	591	603	616	629	641	655	668	682	696
	資本的収入額が資本的支出額に不 足する額 (D)-(C) (E)	556	568	580	591	603	616	629	641	655	668	682	696
	1. 損益勘定留保資金	178	434	434	434	434	434	434	434	434	434	434	434
補 填 財 源	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	378	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (F)	556	434	434	434	434	434	434	434	434	434	434	434
	補填財源不足額 (E)-(F)	0	134	146	157	169	182	195	207	221	234	248	262
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		11,016	10,448	9,868	9,277	8,673	8,058	7,429	6,788	6,133	5,465	4,783	4,087

※ 公共下水道・個別排水処理事業と併せた下水道事業会計を設けている為、補てん財源不足額については、公共下水道事業で生じた現金預金（損益勘定留保資金）により埋めている。

○他会計繰入金

(単位：千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
区 分	収益的収支分	643	657	646	633	621	608	596	583	570	556	542	528
	うち基準内繰入金	643	657	646	633	621	608	596	583	570	556	542	528
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		643	657	646	633	621	608	596	583	570	556	542	528

経営比較分析表（平成29年度決算）

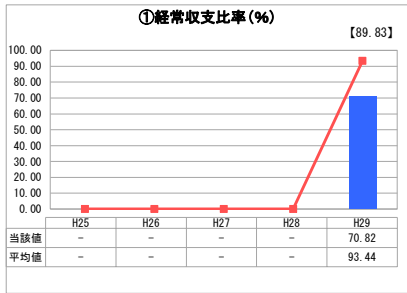
熊本県 長洲町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	24.09	0.63	100.00	3,460

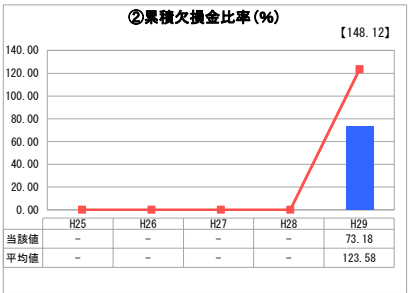
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
16,186	19.43	833.04
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
101	0.03	3,366.67

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成29年度全国平均

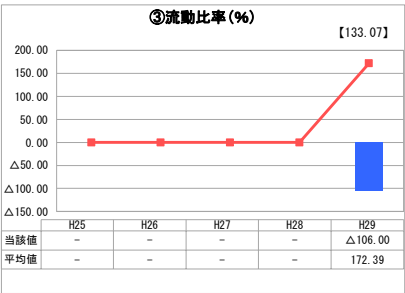
1. 経営の健全性・効率性



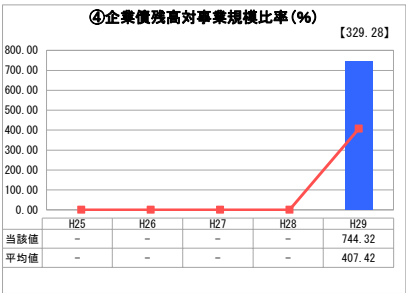
「経常損益」



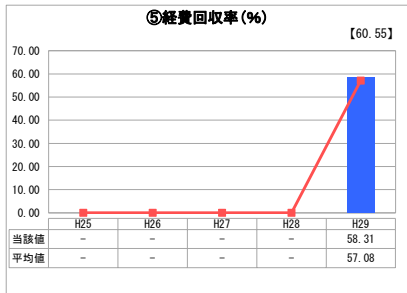
「累積欠損」



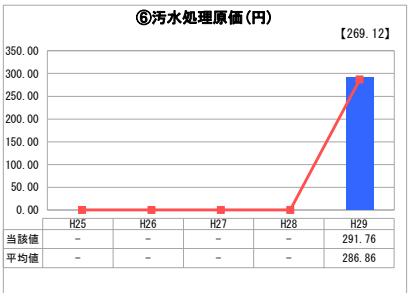
「支払能力」



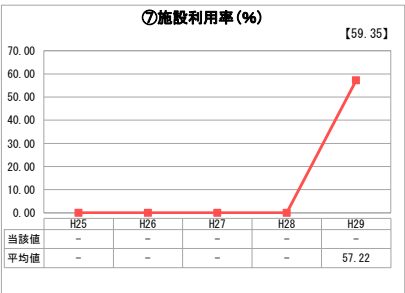
「債務残高」



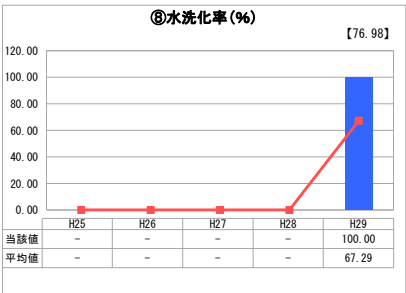
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

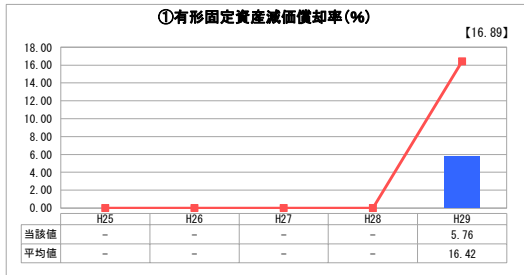


「施設の効率性」

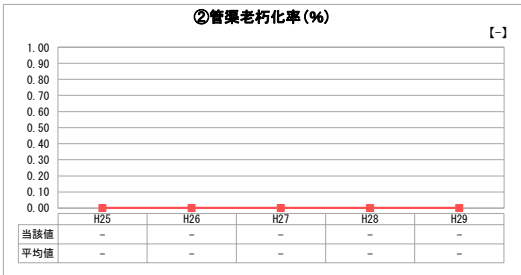


「使用料対象の捕捉」

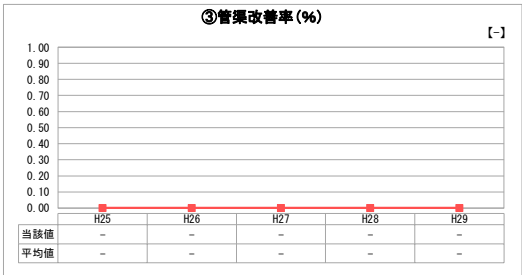
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

維持管理費などにかかる経費が使用料等の収入を上回っているため「経常収支比率」は100%を下回り赤字、「流動比率」に関しては現金不足から△106%となっている。この現金不足はこれまで一般会計からの繰入に頼っていたが、平成29年度より地方公営企業法を一部適用し、公共下水道事業と統合し下水道事業となったことから公共下水道事業から生じる利益より補填している。「企業債残高対事業規模比率」については744.32%と高い比率だが、残高は減少傾向にあり、比率は徐々に低下していく見込みである。「経費回収率」については、汚水処理に係る費用が使用料で賄えておらず低い比率となっている。「施設利用率」については、当該値は表示されていないが、事業により設置した浄化槽すべてが稼働中となっている。「水洗化率」については、事業により浄化槽を設置した住宅等を個別に処理区域として公告しているため、処理区域人口＝水洗便所設置済み人口となり、100%となっている。

2. 老朽化の状況について

当事業で浄化槽を整備したのが平成15年度、16年度であるため、供用開始後14年～15年を経過しているが、いずれも浄化槽本体は良好な状態であり、機器設備についても消耗品の交換、ブローア装置の修繕等の維持管理の範囲で対応可能となっている。

全体総括

公共下水道の整備が効率的ではない地域において同等の汚水処理を行なうことを目的として事業を行っている。平成29年度以前は法非適であったため、維持管理に要する経費の一部と資本費の全額を一般会計からの繰入れに依存していたが、平成29年度より公共下水道事業、個別排水処理事業と併せた下水道事業会計を設け経営統合したことにより、繰入れを抑制し経営の改善が図られている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。